

提出 順番	No. /	平成 29年 6月 / 日 午前・ 午後 2時05分受領
----------	----------	--

平成29年 6月 1日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

幕別町議会議員 小島 智恵



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>①北朝鮮ミサイル着弾に備えた啓蒙、避難訓練等について</p>	<p>平成16年9月に施行した国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）では、第16条に市町村の実施する国民の保護のための措置が明記されている。</p> <p>昨今、報道等でご承知のとおり、朝鮮半島情勢が大変緊迫化している。3月6日には北朝鮮が発射した弾道ミサイル4発のうち3発が秋田県沖の排他的経済水域（EEZ）に落下し、5月29日には今年9回目となるミサイルが発射された。今年のチャレンジデー対戦相手である秋田県男鹿市では全国初のミサイル落下を想定した住民避難訓練を実施しているが、その後全国的には本町も含め、実施している自治体はない状況にある。</p> <p>北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、Jアラートが鳴るまで3～4分かかると言われており、情報を確認してから着弾まで実質約7分の間に迅速な避難が必要になる。現在の迎撃ミサイルでは複数のミサイルを迎撃することは困難とも言われ、たとえ迎撃できたとしても核や化学兵器（サリン等）が搭載されていた場合には甚大な被害が広範囲に及ぶことが想定される。北朝鮮ミサイルの着弾に備え、国民保護法に基づき町民の保護に関して、以下伺う。</p> <p>① ミサイル着弾（核、化学兵器等）を想定した対処法について 国からの通達は、町民への啓蒙やJアラート（全国瞬時警報システム）の周知、避難訓練（教育現場も含む）の実施。</p> <p>② 「特殊標章」（国民保護措置を行う団体と要員、建物、物品の保護、避難所を識別するために使用）の周知、救援活動。</p>

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>②札内東工業団地の未整備である公共下水道整備について</p>	<p>わが町の工業団地は、昭和 48 年明野工業団地を皮切りに、昭和 61 年札内東工業団地、平成 4 年リバーサイド幕別が造成された。企業誘致に向けて、町独自の優遇制度を設けて取り組んでいるところである。</p> <p>札内東工業団地においては、現在 6 区画（一時使用許可を除く）が残っている状況にあり、下水道が未整備のため個別に合併浄化槽を使用している。事業者の中には、洗浄等により大量に水を使用するため下水道整備を望む声も聞かれており、未整備の経緯と今後において下水道整備する考えについて伺う。</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。